

(4) 不良債権処理の進捗状況

当行における 18 年 3 月末の金融再生法に基づく不良債権開示額は、9,601 億円と 17 年 3 月末の 1 兆 8,246 億円対比ほぼ半減し、1 兆円を切る水準まで大幅に圧縮いたしました。不良債権比率につきましても、18 年 3 月末で 1.7%と 17 年 3 月末対比で 1.6% 低下し、ほぼ半減いたしました。これは、債権売却、直接償却等のいわゆる最終処理を引き続き積極的に進めたほか、債権放棄を含めた再建・再編処理による債務者区分の改善、担保処分による債権回収等によるものであります。

また、18 年 3 月期の与信関係費用は 2,309 億円となり、17 年 3 月期対比で 7,239 億円の大幅な減少となりました。17 年 3 月期に、将来リスクへの対応としての貸倒引当金の積み増しを含め、バランスシートのクリーンアップを図りましたことから、与信関係費用は大幅に減少し、いわゆる巡航速度化を実感できる水準になったと認識しております。不良債権問題が、開示額に加え与信関係費用においても収束し、当行の与信ポートフォリオは、着実に健全性を取り戻してまいりました。

今後とも、不良債権問題の再発防止に努めるとともに、ローンレビュー制度や信用リスク委員会の運営等を通じて、資産劣化の防止、企業再生への取組み、債務者区分の改善の推進、大口集中や業種集中といった与信集中リスクのコントロール機能の強化等、

与信ポートフォリオの健全性の更なる向上に、引続き積極的に取り組んでまいります。

なお、経済合理性、経営責任の明確化、社会的影響を考慮した上で、9社で2,458億円の債権放棄を実施しております。